電気通信大学リサーチ・アシスタントに関する規程

制定 平成8年11月20日 最終改正 令和5年3月8日規程第104号

(目的)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本学が行う研究プロジェクト等に、優れた大学院博士後期課程在籍者を研究補助者(以下「リサーチ・アシスタント」という。)として参画させるために必要な事項を定め、もって研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(資格)

第2条 リサーチ・アシスタントとなることのできる者は、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する本学大学院博士後期課程在籍者とする。

(職務内容)

- 第3条 リサーチ・アシスタントは、本学における研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。 (選考)
- 第4条 リサーチ・アシスタントの選考は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 研究プロジェクト等の研究代表者(以下「研究代表者」という。)は、リサーチ・アシスタントとして参画させようとする学生の在籍する専攻の専攻長に採用計画調書 及び研究業績のリスト(以下「計画調書等」という。)を提出する。
 - (2) 専攻長は、前号により提出のあった計画調書等を取りまとめ、学長に推薦する。
 - (3) 学長は、前号により推薦のあった者の内から、予算の範囲内でリサーチ・アシスタントを選考する。

(勤務時間)

第5条 リサーチ・アシスタントの勤務に関して、学生として受ける通常の研究指導、授業等に支障が生じないよう配慮する。

(給与)

- 第6条 給与の1時間あたりの単価は1,500円とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りでない。
- 2 通勤手当等他の給与は、一切支給しない。

(実績報告書等の提出)

第7条 研究代表者は、年度の終わりに、別に定める実績報告書を学長に提出する。

附 則

この要領は、平成8年11月20日から実施する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規程第71号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第76号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月16日規程第31号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日規程第104号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。